解散公告（第三回）

当公社は、平成二十六年八月五日福島県知事の認可により解散したので、当公社に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十六年九月五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年九月十一日

福島県二本松市上竹二丁目一七二番地

安達地方土地開発公社

代表清算人　遠藤　精一

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十六年八月二十五日開催の臨時総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十六年九月九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年九月十一日

神奈川県足柄下郡湯河原町土肥二丁目一一番地一二

農事組合法人もんがわ・アグリパーク

清算人　木村　利一

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十六年七月十日責任役員会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十六年九月九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年九月十一日

愛知県知多郡南知多町大字豊浜字中村三四番地の一

宗教法人御嶽教神開教会

清算人　家田　忠雄

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道函館市若松町二〇番地、最後の住所北海道函館市日吉町二丁目二〇番三三号

被相続人　亡　五十嵐綾子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年九月十一日

北海道函館市中道二丁目一番二〇号

相続財産管理人　弁護士　兼平　史

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍京都府京都市西京区桂木ノ下町一番地の八五、最後の住所埼玉県春日部市中央一丁目八番地六ベル島田六〇五号

被相続人　亡　村辻　史朗

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年九月十一日

事務所埼玉県越谷市南越谷四丁目九番六号新越谷プラザビル二〇三号江原法律事務所

相続財産管理人　弁護士　黒澤　洋介

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県上尾市宮本町二六八番地、最後の住所埼玉県北本市深井八丁目一九六番地

被相続人　亡　岡村　一雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年九月十一日

埼玉県所沢市くすのき台三―一―一三烏山ビル二Ｆ　埼玉所沢法律事務所

相続財産管理人　弁護士　西本　昌弘

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県平塚市寺田縄一九九番地二、最後の住所神奈川県平塚市寺田縄一〇二六番地の二

被相続人　亡　鈴木　准吉

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年九月十一日

神奈川県小田原市浜町一丁目二番二四号平井ビル五階　まちかど法律事務所、選任時の住所神奈川県小田原市本町二丁目一番三号　ＨＳビル二階

相続財産管理人　弁護士　石森加奈子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍富山県魚津市本江三一六七番地、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　濱田　稔

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年九月十一日

富山県富山市堀端町一番一二号　富山中央法律事務所

相続財産管理人　弁護士　西山　貞義

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍長野県上田市真田町傍陽一〇三〇九番地、最後の住所上田市真田町傍陽六五三七番地一

被相続人　亡　鳴澤袈裟廣

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年九月十一日

長野県上田市上田原八〇五番地

相続財産管理人　倉澤健太郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛知県名古屋市中村区中村町二丁目二三番地、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　池山　千恵

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年九月十一日

愛知県名古屋市中区丸の内二丁目一八番一号四十六ＫＴビル九階

相続財産管理人　弁護士　野田雄二朗

所在不明株主の株式の競売又は売却に伴う異議申述の公告

当社は、左記の所在不明株主の株式を、競売又は売却することとしたので、これに対し異議のある利害関係人は、本公告掲載の翌日から三箇月以内にお申し出下さい。

平成二十六年九月十一日

大阪市中央区南本町四丁目一番一号

白洋産業株式会社

代表取締役　松本　祐之

記

株主名簿上の株主の氏名及び住所	株式の種類及び数
竹内八千代　京都府京都市伏見区深草一ノ坪町四一パールハイツイナリ五〇一五	普通株式　四〇〇〇株
大西富久恵　大阪府豊中市赤阪一丁目七―二七	普通株式　三八五〇株
石毛　千冬　東京都世田谷区若林五―二四―一五センターハイツ梅丘五〇五	普通株式　一〇〇〇株

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍京都府京丹後市弥栄町国久五九二番地、最後の住所京都府京丹後市峰山町杉谷六六七番地

被相続人　亡　田宮ゑ津枝

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年九月十一日

京都府京丹後市大宮町周枳一九七五番地ミックビル三階丹後ひらり法律事務所

相続財産管理人　弁護士　平林美沙子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍高知県須崎市浜町二丁目二三四番地、最後の住所高知県須崎市浜町二丁目七番一五号

被相続人　亡　谷　潤一郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年九月十一日

高知県須崎市西崎町三番一〇号

相続財産管理人　司法書士　川北　徹

任意清算公告

当社は、平成二十六年八月二十日をもって解散し、定款の定めに従って清算することにしますので、この清算方法に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十六年九月十一日

神戸市東灘区住吉台一〇番一一号

合資会社名和経済研究所

代表社員　名和　道紀